

【参考資料】

託送供給等約款 見直しの概要

1. 発電側託送料金における制限中止割引の廃止

経過措置として2025年3月末まで実施することとしていた需要側託送料金の制限中止割引（停電実績に応じて料金を減額する割引）が終了することを踏まえ、発電側託送料金（発電側課金）の制限中止割引についてもあわせて廃止します。

2. 災害時における被災者に係る措置の設定

これまで、災害が発生する都度、当社が託送供給等約款以外の供給条件として講じてきた被災者に係る特別措置（託送料金の支払猶予、工事費負担金の免除等）に相当する措置を託送供給等約款に定めます。

また、当該措置のひとつとして、被災以降における電気の不使用日1日につき託送料金の基本料金を4%割り引く措置（不使用日割引）を新たに設定します。

3. 自家発補給電力に係る特別措置^{*1}の見直し

当該特別措置の利用対象期間に、3・6月の毎日および4・5・10月の平日を新たに追加します。

〔特別措置の利用対象期間〕 ○：利用対象、-：利用対象外、 見直し（追加）箇所

2025年4月～	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	出力制御時
土・日・祝日等	○	○	○	-	-	-	○	○	-	-	-	○	○
平日	○	○	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○

4. 混雑緩和プロセス^{*2}の導入

系統混雑の緩和を希望する発電者の提起による系統増強プロセス（混雑緩和プロセス）を2025年度から導入することを踏まえ、当該プロセスの実施に必要な事項を反映します。

5. 既認定FIPに併設された蓄電池に係る発電側託送料金の取扱い

2023年度以前に国の認定を受けたFIP電源（既認定FIP）に併設された蓄電池を系統電力により充電することが2025年度から可能となるのを踏まえ、当該蓄電池から系統への放電のうち、系統電力で充電した電気に由来する分について、発電側託送料金の基本料金を申し受ける旨を反映します。

6. 翌々日計画の48コマ化

需給ひっ迫時における情報発信の重要性の高まりから、翌日・当日断面と同様に、翌々日断面においても、電力広域的運営推進機関が、30分を1コマとする48コマでの広域予備率を算出・公表するために、需要や発電に係る翌々日計画を48コマで提出いただくよう見直します。

7. グリッドコードの見直し

電力広域的運営推進機関の検討会で検討が完了した、電源の系統連系に係る個別の技術要件（グリッドコード）を反映します。

8. 標準設計におけるケーブル線種の見直し

当社が地中送電線路を設計する際に標準的に用いるケーブル線種を見直します。

9. その他の見直し

特別高圧の供給設備に係る工事費負担金の扱いの明確化など、今日的な見直しを行いません。

※1：当社があらかじめ指定する時間帯に自家発補給電力を使用する場合で、かつ、同一月のそれ以外の時間帯で自家発補給電力を使用しない場合に、自家発補給電力を全く使用しない月と同様に、自家発補給電力に係る需要側託送料金の基本料金を半額とする措置。

※2：空き容量のないローカル系統へ連系している発電者、または連系を希望する発電者から求めがあれば、当該発電者が費用を負担することを前提として、系統混雑の緩和を目的とする増強工事を行う仕組み

以 上